神田外語大学任期法に基づく任期付教員の任期に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神田外語大学(以下「本学」という。)が大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)(以下「任期法」という。)第5条第1項の規定に基づいて任用する教員(以下「任期法に基づく任期付教員」という。)の任期に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(任期法に基づいて任用する教員の職)

- 第2条 本学における任期法に基づく任期付教員の組織、職、任期及び再任に関する 事項は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学校法人佐野学園との間で締結された有期労働契約の 契約期間を有する任期法に基づく任期付教員の任期は、当該契約期間を含め、通算 して次の各号の年数を超えることはできないものとする。ただし、ここでいう契約 期間とは、平成25年4月1日以降の契約期間に限るものとし、また、労働契約法 (平成19年法律第128号)第18条第2項及び任期法第7条第2項に規定する 期間を除くものとする。
 - (1) 令和6年3月31日までに、この規則に基づいて任用された者 10年
 - (2) 令和6年4月1日以降に、この規則に基づいて任用された者 5年

(任用される者の同意)

第3条 任期法に基づく任期付教員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。

(規則の公表)

第4条 この規則は、本学のウェブサイトへの掲載等によって公表する。また、この規則を変更したときも同様とする。

(改廃)

- 第5条 この規則の改廃は、学校法人佐野学園理事会において行う。
- 2 この規則を変更しようとするときは、本学学長の意見を聴くものとする。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期法に基づく任期付教員のうち、任期の開始日が令和5年3月31日以前の者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期法に基づく任期付教員のうち、任期の開始日が令和6年3月31日以前の者の組織、職、任期及び再任に関する事項は、次のとおりとする。

教育研究組織	職	任期	再任に関する 事項
English Language Institute	語学専任講師(任期の開始日 が令和6年3月31日以前の 者に限る。)	2年	4回まで再任 可。 講師について は、2回目の 再任の際、上 級講師として 任用する場 がある。
Self-Access Learning Center	講師・ラーニングアドバイザー(任期の開始日が令和6年3月31日以前の者に限る。)		
外国語学部	語学専任講師及び特別専任講師(任期の開始日が令和5年3 月31日以前の者に限る。)		
言語教育研究所	講師・ラーニングアドバイザー(任期の開始日が令和5年3月31日以前の者に限る。)	2 年	2回まで再任 可。 講師につ回目、 にの回目、 は、の際とし場 を がある。
日本研究所、言語教育コンサル タントセンター、児童英語教育 研究センター、グローバル・コ ミュニケーション研究所、アカ デミックサクセスセンター及 び学習者オートノミー教育研 究所	講師(任期の開始日が令和5年 3月31日以前の者に限る。)		
グローバル日本語センター及 び留学生別科	専任講師(任期の開始日が令和 5年3月31日以前の者に限 る。)		

別表 (第2条関係)

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項
English Language Institute	語学専任講師(任期の開始日が令和6年4月1日以降の者に限る。)		1回のみ再任可。再 任の際の任期は、2
Self-Access Learning Center	講師・ラーニング アドバイザー (任 期の開始日が令 和6年4月1日 以降の者に限 る。)	3年	年とする。 通算で5年を超え ることはできない。